

# 国宝保存法時代の建造物修理に示された保存の概念

日本建築学会計画系論文集/ No.620/ pp.235-242/ 2007年10月

正会員 青柳憲昌君

日本の建造物修理の中で、復元的な考え方が取り入れられた経緯を丹念に跡づけた労作である。昭和4年の国宝保存法の施行を契機として、文部省宗教局保存課に増員された保存修理に関わる職員が国宝建造物の修理工事に深く関与するようになり、彼らの指導で復元的な調査と現状変更が行われ、やがて「復原」が現状変更の理由の一つとして明文化されたことを先ず確認している。そして、昭和前半期に行われた国宝建造物修理工事報告書を取り上げて、具体的にどのような復原が行われたかを検証している。そして、この時期の修理工事では屋根形状の復原に多くの努力が傾けられていること、そこに文部技師であった阪谷良之進と大岡實の古代の美しい屋根を復原したいという強い意志が反映されていることを明らかにしている。

本論文は、これまで研究されることのなかった、日本における保存・復原の系譜の一端を明らかにした貴重な研究であり、日本建築学会奨励賞にふさわしいものである。